

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成28年度
計画主体	大田原市

# 大田原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産業振興部農林整備課
所在地	栃木県大田原市本町 1-3-3
電話番号	0287-23-8126
FAX番号	0287-23-8782
メールアドレス	nourin@city.ohtawara.tochigi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ア) イノシシ イ) ハクビシン ウ) アライグマ エ) 鳥類（カモ・カラス・カワウ）イ）シカ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	大田原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額(千円)
イノシシ	水稲、野菜、芋類、 飼料作物、雑穀	5.3	7,667
ハクビシン	野菜、果樹	0.1	288
カモ・カラス	水稲、野菜、果樹	0.6	858
カワウ	魚類(稚魚含む)	—	不明
シカ	野菜	—	不明

(2) 被害の傾向

・イノシシについては中山間地の里山や山際の農地に出没し、水稲を中心に被害を与えており、近年は新たに被害を受ける圃場も多く、生息域の拡大が懸念されている。また、畦畔や土水路の崩壊、ゴルフ場の芝の掘り起こしなどの被害も発生している。

・ハクビシンやカモ、カラスによる農作物の被害が、市内広範囲において年間を通して発生している。また、住宅地域においても家庭菜園や生活環境にも被害を及ぼしており、住民からの相談や苦情は増えてきている。

・平成28年に交通事故死したと思われるアライグマの死体が回収された。本市では平成24年にアライグマが捕獲されて以降、被害報告や目撃情報はなかったが、今後は監視体制を強化する必要があると思われる。

・カワウによる天然のアユや放流した稚魚、ウグイなど川魚の捕食被害が発生している。

・シカについては具体的な被害は報告されていないが、一部の地域から目撃情報が寄せられているため、生息の定着が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（平成27年度）		目標値（平成31年度）	
	被害面積 (ha)	被害金額(千円)	被害面積 (ha)	被害金額(千円)
イノシシ	5.3	7,667	4.2	6,133

ハクビシン	0. 1	2 8 8	0. 1	2 3 0
カモ・カラス	0. 6	8 5 8	0. 5	6 8 6

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>地元猟友会の協力を得て、銃器・くくりわなによる捕獲を実施。</p> <p>栃木県と協力し、ICTを活用した効率的な被害防除活動の実証を実施。</p>	<p>市内狩猟者の高齢化や狩猟離れが進む中、野生鳥獣の放射能汚染や猟銃所持の厳格化等により、狩猟者の減少が深刻化している。</p> <p>今後、捕獲の担い手の確保・育成や捕獲体制の見直しが必要である。また、被害の拡大が懸念されるハクビシン対策についても、捕獲体制の整備が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>個人において電気柵・金網柵・トタン板等の侵入防止柵を設置している。</p> <p>野生動物が近寄りにくい環境整備として「とちぎの元気な森づくり県民税事業」による里山林の整備を実施している。</p>	<p>農林業者の高齢化や兼業化が進んでいるため、侵入防止柵設置後の管理が徹底されず被害に遭う事例が見受けられる。個人での防除には限界があるため、集落や地域単位での集団的な防除方法を検討する必要がある。</p> <p>鳥害については、まだ効果的な防除手段がない。</p>

#### (5) 今後の取組方針

従来の防護柵の設置や有害駆除に加え、里山林の整備やICTなど新技術を活用した被害防除活動に積極的に取り組むことにより、獣害を受けにくい環境整備や地域の実情にあった効果的かつ効率的な対策を図っていくこととする。

具体的な取り組みとしては、以下の事項を進めて行く。

ア) 電気柵やワイヤーメッシュは獣害に有効であるため、補助事業を活用した侵入防止柵の整備を推進する。

イ) 隣接市町と捕獲時期を統一し、広域的な連携を図る。

ウ) 被害農家等を対象に狩猟免許取得の促進を図り、捕獲の担い手の育成、支援に努める。

エ) 農家や地域住民の有害鳥獣対策に対する意識改革を図るため、地域ごとの講習会や被害農家への被害防除の普及啓発を行う。

オ) 鳥獣被害対策実施隊による積極的な捕獲と効果的な被害対策の指導等

により、獣害に負けない地域づくりを目指す。  
 力) ICTを活用した効率的な被害防除活動の実証を行う。  
 キ) 生息の定着が懸念される種については、栃木県及び近隣市町と連携し、出没区域の把握に努める。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、鳥獣被害対策実施隊員のうち主として鳥獣の捕獲等にあたる者を対象鳥獣捕獲員に任命し、被害地区を中心に捕獲・駆除を実施する。また、地元猟友会にも協力を依頼し、実施隊と連携した有害捕獲を実施していく。

カモ・カラス・カワウについては、関係機関からの要請を受けた猟友会員により、各支部、班ごとに市内一斉に捕獲・駆除を実施する。

ハクビシンやアライグマについては、基本的に被害農家、団体等が許可を得て捕獲・駆除を実施する。

シカについては、生息の定着が懸念されるため、栃木県及び近隣市町と情報共有し出没区域の把握に努め、鳥獣被害対策実施隊員と猟友会員が連携し、出没区域を中心に捕獲活動を実施していく。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ カモ カラス シカ	・有害駆除に対する支援及び補助 ・わなの購入及び貸与 ・狩猟免許取得の推進及び支援 ・ICTを活用した効率的な捕獲方法の実証
30	イノシシ カモ カラス シカ	・有害駆除に対する支援及び補助 ・わなの購入及び貸与 ・狩猟免許取得の推進及び支援 ・ICTを活用した効率的な捕獲方法の実証
31	イノシシ カモ カラス シカ	・有害駆除に対する支援及び補助 ・わなの購入及び貸与 ・狩猟免許取得の推進及び支援 ・ICTを活用した効率的な捕獲方法の実証

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシについては、近年捕獲数が増加していることや生息区域の拡大が懸念されていることを踏まえ、前年度の捕獲実績である102頭の3割増しとした。

ハクビシンについては、農業被害のほか家屋屋根裏への侵入などの生活

環境被害が増えていることから、前年度の捕獲実績である9頭の2倍程度とした。

カモ・カラスについては、被害額が減少又は横ばい傾向にあるため、前年度捕獲実績であるカモ526羽、カラス120羽と同程度の捕獲計画数とした。

シカについては、これまで捕獲した実績はないが、一部地域での目撃情報が寄せられていることから、10頭とした。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	130	130	130
ハクビシン	20	20	20
カモ	550	550	550
カラス	110	110	110
シカ	10	10	10

#### 捕獲等の取組内容

イノシシについては、市内全域を対象に銃器及びくくりわなによる有害捕獲を通年で実施する。また、栃木県と協力し、鳥獣被害対策実施隊を中心に、ICTを活用した効率的な捕獲方法の実証を行う。

ハクビシン等については、被害を受けている者が必要に応じて、自己の所有又は管理する区域内で箱わなで捕獲する。

カモ・カラス等については、市内全域を対象に、実施期間及び区域を考慮しながら適切な方法により捕獲する。

シカについては、出没区域の把握に努めるとともに、その区域において銃器及びくくりわなによる有害捕獲を通年で実施する。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	電気柵等	電気柵等	電気柵等

シカ	5,000m	5,000m	5,000m
----	--------	--------	--------

(2) その他被害防止に関する取組

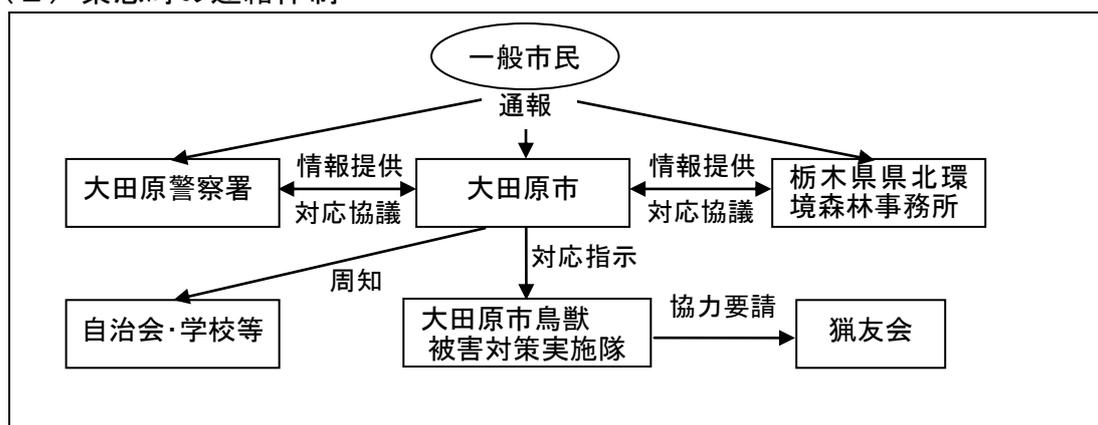
年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ シカ	・ 里山林整備による緩衝帯の設置 ・ 防護柵等の整備に対する支援及び補助
30	イノシシ シカ	・ 里山林整備による緩衝帯の設置 ・ 防護柵等の整備に対する支援及び補助
31	イノシシ シカ	・ 里山林整備による緩衝帯の設置 ・ 防護柵等の整備に対する支援及び補助

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大田原市	住民対応、関係機関との連絡・調整
栃木県北環境森林事務所	対処に関する助言・指導
大田原警察署	住民の安全確保、交通規制等
大田原市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲・駆除等、被害防止対策
栃木県猟友会那須北支部	対象鳥獣の捕獲・駆除等
栃木県猟友会那須中央支部	対象鳥獣の捕獲・駆除等

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大田原市野生鳥獣被害対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
被害地区の代表者（自治会長）	農林業作物被害の情報提供

黒羽地区猟友会の代表者	捕獲等の実施
野生鳥獣保護管理指導者 (鳥獣保護員、鳥獣管理士)	野生鳥獣被害対策の指導
那須農業協同組合	農作物被害及び対策の情報提供
那須中央農業共済組合	農作物被害及び対策の情報提供
塩那森林管理署	林業被害の情報提供
大田原市森林組合	林業被害の情報提供
那珂川北部漁業協同組合	水産業被害の情報提供
栃木県北環境森林事務所	農林業被害対策の指導及び情報提供
栃木県那須農業振興事務所	農林業被害対策の指導及び情報提供
市長が必要と認める者	各分野での指導及び情報提供
大田原市	事務局及び協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城・栃木鳥獣害広域対策協議会	八溝地域の鳥獣被害を防止するため、2県15市町が緊密に連携し、広域的な被害対策を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日設置 名称：大田原市鳥獣被害対策実施隊 隊員：7名（市職員2名、非常勤職員(民間人)5名) ※なお民間隊員5名を対象鳥獣捕獲員に任命
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市町との情報の共有や交換を密にし、広域的かつ迅速な捕獲や未然の対応を可能にする。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」等に基づき適正に処理することを原則とするが、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理する。イノシシについては、栃木県那珂川町にあるイノシシ食肉加工施設での受け入れが可能である時は、当該施設への搬入も検討する。ただし、その際には、那珂川町イノシシ肉加工施設条例施行規則に定められた方法を遵守する。
---

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

本市内で捕獲されたイノシシについては、福島第一原発事故以降、出荷制限が継続しており、今尚、モニタリング検査において、獣肉から基準値を超える放射性セシウムが検出されている。

出荷制限が解除できるほど十分に獣肉に含まれる放射性セシウムが低減するまでは、有効な利用を推進することは困難であり、利用にあたっては、モニタリング調査結果を注視しながら、関係機関と慎重に協議しながら対応する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画は「特定鳥獣保護管理地域計画作成要領」に定める別紙様式1「地域計画（共通）」を兼ねるものとする。